

意見書案第 32 号

生活者としての外国人への支援強化と、法とルールに基づく秩序ある共生社会の構築を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 佐 藤 弘

浜 奥 修 利

改 田 勝 彦

中 田 一 子

森 脇 謙 一

生活者としての外国人への支援強化と、法とルールに基づく秩序ある共生社会の構築を求める意見書

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、地域社会や経済の担い手として、外国人人材は不可欠な存在となっている。全国知事会が提言している通り、外国人を単なる労働者と見るのはなく、日本人と同じ生活者・地域住民として受け入れ、共に暮らす社会を構築していくことが急務である。

一方で、近年、SNS等において社会の分断や対立をあおる風潮が見られ、一部の外国人によるルール逸脱行為などが地域住民の不安を招いている側面も否定できない。

真の共生社会を実現するためには、生命・生活・生存を最大に尊重する理念に基づき、排外主義や差別は断じて許さない姿勢を堅持しつつ、その土台となる安全・安心を確保しなければならない。ルールを守って生活する多くの善良な外国人が不当な偏見にさらされることを防ぐためにも、法とルールに基づいた秩序ある受け入れ体制を整備し、国民の不安を解消することが不可欠である。

よって、国及び政府においては、日本人と外国人が共に尊重し合い、安心して暮らせる包摂的で力強い社会を実現するため、以下の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

1 安全・安心を土台とした共生社会の確立

多文化共生社会の土台は安全・安心の確保にあることを踏まえ、外国の運転免許切り替え制度の厳格化、外国人の社会保険料の未納防止、投機的な不動産取得の規制強化等の検討を進めること。排外主義とは一線を画しつつも、一部の違法行為やルール逸脱には厳正に対処し、国民が抱く治安への不安を解消することで、社会の分断を防ぐこと。

2 生活者としての外国人支援と司令塔組織の設置

日本語教育や生活相談など、外国人が地域社会の一員として暮らすための支援策を強化すること。また、出入国在留管理庁とは別に、多文化共生施策の司令塔となる組織の設置や、包括的な基本法の制定を検討し、国が責任を持って自治体の取組を財政的・技術的に支援すること。

3 相互理解と人権尊重の促進

政治の目的は国民の幸福と世界平和であり、対立や分断をあおるのではなく、差異を乗り越える相互理解と人権尊重を促進すること。多様な背景を持つ

人々が支え合う社会システムを構築し、誰も置き去りにしない人間中心の社会を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長 草野聖地

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣
衆議院議長
参議院議長 あて